

防衛研究所達第6号

防衛研究所における競争的研究費等の経理事務に関する達を次のように定める。

令和3年7月14日

防衛研究所長 田中 聡

防衛研究所における競争的研究費等の経理事務に関する達

(目的)

第1条 防衛研究所（以下「研究所」という。）における文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的研究費等（以下「競争的研究費等」という。）の経理事務の取扱いについては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）並びにその他の法令で別に定めのある場合を除くほか、この達に定めるところによる。

(事務の委任)

第2条 防衛研究所長(研究機関の代表者)（以下「所長」という。）に対して交付される競争的研究費等については、所長は企画部長にその経理を委任する。

(経理事務)

第3条 前条の規定により委任を受けた企画部長は、総務課長及び総務課会計室長（以下「会計室長」という。）に経理事務を行わせるものとする。

2 総務課長及び会計室長は、前項の経理事務を行うときは、この達の定めによるほか、別に定めがある場合を除き、国の会計法令等の定めに基づいて処理するものとする。

3 前項の経理事務に関する経理機関は、企画部長が定める。

(預託)

第4条 競争的研究費等は、防衛研究所長名義の口座に預託する。

2 前項の預託は、研究課題別に預託するものとする。

3 競争的研究費等に係る銀行口座通帳等の管理及び出納保管事務は、総務課会計室でこれを行うものとする。

(取得物品の寄附手続)

第5条 研究代表者及び研究分担者は、競争的研究費等で調達した物品は直ちにこれを研究所に寄附するものとする。物品管理官は、これを受け入れ物品管理法（昭和31年法律第113号）により管理するものとする。

(証拠書類の保管)

第6条 競争的研究費等の収支関係を明らかにした証拠書類は、研究課題別に整理の上、競争的研究費等の交付を受けた年度終了後5年間保管するものとする。

(委任規程)

第7条 この達の実施に関し必要な細部事項は、企画部長が定めるものとする。

附 則

この達は、令和3年7月14日から施行する。